

**令和7年度富山地方労働審議会**  
**第1回電気機械器具製造業最低工賃専門部会 議事録**

1. 日時 令和8年1月19日（月） 10:00～：11:00

2. 場所 富山労働総合庁舎 5階大会議室（501, 502）

3. 出席者

公益代表委員	大石委員、柳原委員、田中委員
家内労働者代表委員	石田委員、大森委員、高澤委員
委託者代表委員	寺山委員、坂井委員、中川委員
事務局	倉重労働基準部長、成田賃金室長、 山田賃金室長補佐

4. 議事次第

- (1) 専門部会部会長及び同代理の選出について
- (2) 富山地方労働審議会運営規程について
- (3) 専門部会審議運営規程（案）について
- (4) 審議運営事項（案）について
- (5) 審議日程（案）について
- (6) 最低工賃改正決定に関する基礎資料について
- (7) 品目・工程等の改正について
- (8) 改正に当たっての基本的主張
- (9) その他

5. 資料

別添のとおり

6. 議事内容

[山田賃金室長補佐] 定刻となりましたので、ただ今から、令和7年度第1回富山県電気機械器具製造業最低工賃専門部会を開催いたします。

私は、富山労働局賃金室の山田と申します。部会長及び部会長代理が選出されるまでの間、進行を務めさせていただきます。どうぞ、よろしくお願ひします。

去る12月8日に資料No.1としてお付けしていますとおり、富山労働局長から富山地方労働審議会長あて電気機械器具製造業最低工賃改正の諮問がありました。

これにより本専門部会が設置され、また、審議会から調査審議の付託を受け、本日は、第1回目の会議となりますので、議事に入いる前に委員を御紹介いたします。

資料No.2の委員名簿を御覧ください。名簿順に御紹介いたします。

まず、公益代表委員を御紹介いたします。

大石委員です。大石法律事務所 弁護士でいらっしゃいます。

柳原委員です。富山大学経済学部 経済経営学科 教授でいらっしゃいます。

田中委員です。富山短期大学経営情報学科 教授でいらっしゃいます。

次に、家内労働者代表委員を御紹介いたします。

石田委員です。日本労働組合総連合会 富山県連合会 事務局長でいらっしゃいます。

大森委員です。電機連合 富山地方協議会 事務局長でいらっしゃいます。

高澤委員です。家内労働者でいらっしゃいます。

続いて、委託者代表委員を御紹介いたします。

寺山委員です。一般社団法人富山県経営者協会 専務理事でいらっしゃいます。

坂井委員です。富山県商工会女性部連合会 副会長でいらっしゃいます。

中川委員です。株式会社広明電子 取締役工場長でいらっしゃいます。

以上でございます。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

ここで、定足数について御報告いたします。本日は全ての委員が御出席ですので、全ての委員の3分の2以上、又は、各側委員それぞれ3分の1以上という定足数を満たしており、本会議が有効に成立しておりますことを御報告します。

それでは開会に当たりまして、富山労働局労働基準部長の倉重より御挨拶申し上げます。

[倉重労働基準部長] 日頃より、労働行政の推進に格別の御理解と御協力を賜っておりますことに、厚く御礼申し上げます。

また、本日は、第1回電気機械器具製造業最低工賃専門部会の開催に当たり、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

今年度の最低工賃の審議につきましては、令和7年12月8日付で、富山労働局長から富山地方労働審議会長あてに富山県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定について諮問を行ったところでございます。

これを受け、富山地方労働審議会におきましては、当専門部会を設置し、改正決定に係る調査審議を行っていただくこととなりました。

さて、電気機械器具製造業最低工賃の改正は、直近では令和4年度に行っており、今回は3年ぶりの改正諮問となります。

御案内のとおり、電気機械器具製造業は富山県の主要産業の一つであり、ものづくり県である富山の製造業を支える産業機械の生産や、日進月歩で進化するあらゆる機械機器になくてはならない産業となっています。

電気機械器具の技術的な進歩を考えると、家内労働者に委託される作業内容も日々変化し、求められる技術・技能も変化しているのかと思われます。したがって、今回の検討会では、まず1点目として、この観点から、家内労働者に委託される作業工程・品目のうち、どの工程・品目に対して最低工賃を設定するかを検討いただきたく予定しております。

また、近年は物価上昇が続き、最低賃金改定の引上げ幅が年々大きくなっています。したがって、次に2点目として、この観点から、最低工賃を設定することとなった各工程・品目について、最低工賃の額をいくらに設定するかが、当専門部会の検討課題となります。

委員におかれましては、限られた日程での審議となり、大変御苦労をおかけいたしますが、最低工賃につきましては、求められる技術・技能の変化や最低賃金などとの均衡も御考慮いただき、慎重、かつ、十分な御審議をいただきますようお願い申し上げ、冒頭の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

[山田賃金室長補佐] それでは、議事に入らせていただきます。

議事1 専門部会長及び同代理の選出についてでございますが、地方労働審議会令第7条第4項で引用する第6条第4項では部会長は公益代表委員のうちから委員が選舉する旨規定し、同条第6項では、部会長代理は部会長が公益代表委員から指名する旨規定しています。

当専門部会におきましては、家内労働者側委員及び委託者側委員の代表の話し合いにより選出していただくことを慣例としています。

本日もこれに依りたいと存じますがいかがでしょうか。

[各側委員] 異議なし。

[山田賃金室長補佐] 御異議がないようでございますので、ここで話し合いをしていただくこととなりますが、予め調整済みと伺っています。

いずれかの委員から御発表いただきたいと存じます。

[石田委員] 私から発表させていただきます。

部会長を大石委員に、部会長代理を柳原委員にお願いしたいと思います。

[山田賃金室長補佐] 部会長に大石委員、部会長代理に柳原委員とのことでございますが、御異議はございませんでしょうか。

[各側委員] 異議なし。

[山田賃金室長補佐] 御異議がないようですので、部会長は大石委員、部会長代理は柳原委員と決定いたしました。それでは、この先の議事進行を大石部会長にお願いいたします。

[大石部会長] ただ今、部会長に御指名をいただきました大石でございます。

部会の運営に当たりましては、全会一致となるよう努めてまいりたいと考えています。精一杯務めさせていただきますので、御協力をよろしくお願ひいたします。

それでは、議事2 富山地方労働審議会 運営規程について事務局から説明してください。

[成田賃金室長] 賃金室長の成田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

資料No.3として、富山地方労働審議会運営規程をお配りしております。こちらの第7条では第2条から第6条までの規定は、最低工賃専門部会について準用する旨規定されていますので、ポイントを絞りまして、各内容を御説明いたします。

第2条には、会議の招集について規定していますが、説明は省略いたします。

第3条第1項、第2項では、テレビ会議システムによる出席について規定しております。審議に参加することは可能であるものの、やむを得ない事情でお越しになれない場合など、例外的な運用を考えておりますので、原則、御出席をお願いします。

また、第3項で欠席される場合は、部会長への報告を求めていますが、事務局を通じて

いただければと存じます。

第5条、第6条では、部会と議事録の公開について規定しています。

原則、公開といたしますが、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合など、ここに記された要件に該当する場合は、部会長の職権により非公開とすることができます。

続きまして、第10条を御覧ください。こちらには、部会長が委員である部会又は最低工賃専門部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって審議会の議決とすると規定されています。

ここで規定される委員とは、富山地方労働審議会の委員を指しますが、当専門部会は、ただ今部会長に選出されました大石委員が富山地方労働審議会の委員でいらっしゃいますので、この規定により、当専門部会での議決が、富山地方労働審議会の議決になります。

事務局からは以上です。

[大石部会長] ただ今、事務局からの説明のとおり部会と議事録については、部会長の判断で非公開とすることができます。

この規定に基づき、本専門部会においては、公益代表、家内労働者代表及び委託者代表の三者が集まって議論を行う全体での審議・議事録については、公開したいと思います。

一方、公益代表及び家内労働者代表又は公益代表及び委託者代表といった二者による個別での審議に関しましては、第5条と第6条で定める率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合等に該当すると考えられますので、非公開としたいと思います。

よろしいでしょうか。

[各側委員] 異議なし。

[大石部会長] 御異議はないようですので、各代表三者による全体での審議は公開とし、二者による個別の審議については非公開といたします。

次に、議事3 専門部会運営規程案について及び議事4 審議運営事項案について一括して事務局から説明してください。

[成田賃金室長] 議事3 専門部会運営規程案についてですが、資料No.4、令和7年度富山県電気機械器具製造業最低工賃専門部会運営規程案をお配りしております。

内容は、例年のものと変更はございません。

第1条で本専門部会の議事運営は、厚生労働省組織令、地方労働審議会令、今ほど御説明いたしました富山地方労働審議会運営規程のほか、本運営規程によることとしています。

政令につきましては説明を省略いたしますが、資料No.4に参考添付しておりますので、後ほど御確認ください。

第2条では本専門部会委員の構成は、公益代表、家内労働者代表、委託者代表の各3名で構成することとしています。

続きまして、議事4 審議運営事項案についてですが、資料No.5、令和7年度富山県電

気機械器具製造業最低工賃審議運営事項案を御覧ください。

こちらも、例年のものと変更はございません。

記の1（1）では、最低工賃の改正審議は2回を目安に結審を目指すこととし、（3）のとおり原則午後5時以降は行いません。

記の2（1）及び3（1）では、専門部会が必要と認めた場合は、実地視察や、参考人を招へいし、意見聴取を行うことができると定めています。

なお、ここで意見聴取の話となりましたので、先般行いました公示の結果を御報告させていただきます。12月8日付けの富山労働局長から富山地方労働審議会長あての最低工賃改正決定についての諮問を受け、最低工賃の改正決定についての調査審議が行われることになりました。このため、法令に基づき調査審議に当たって関係者から意見を募る公示を12月8日付けで行いましたが、意見の提出はなかったことを御報告いたします。

以上です。

[大石部会長] 今ほどの事務局の説明について、御意見や御質問はございませんでしょうか。

[各側委員] ありません。

[大石部会長] 御意見・御質問がないようですので、専門部会運営規程及び審議運営事項につきましては原案どおりとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[各側委員] 異議なし。

[大石部会長] 御異議はないようですので、専門部会運営規程及び審議運営事項を原案どおり決定し、本専門部会を運営してまいりたいと思います。

なお、今ほどの事務局説明のとおり、審議運営事項では実地視察及び参考人からの意見聴取について専門部会が必要と認めた場合に行うものとするとされておりますが、先般の公示において関係者から意見が提出されなかったこと、また、家内労働者代表委員、委託者代表委員それぞれに本最低工賃に係る業務に直接関係される委員がいらっしゃることから、実地視察及び参考人からの意見聴取の必要はないと考えます。この点について、御異議はございますでしょうか。

[各側委員] 異議なし。

[大石部会長] 御異議がないようですので、実地視察及び参考人からの意見聴取につきましては省略することとします。

それでは、次に議事5の審議日程案についてですが、事務局から説明してください。

[成田賃金室長] お手元の資料No.6 令和7年度富山県電気機械器具製造業最低工賃専門部会審議日程案を御覧ください。

本日の第1回専門部会では、この後、次第に従い、議事8まで行いたいと考えています。次回、第2回専門部会は、2月10日火曜日、午後2時30分から予定しており、金額等審議をお願いしたいと存じます。

また、専門部会としての結論が得られましたら、富山地方労働審議会に報告するための報告書、及び富山労働局長あて答申文を取りまとめていただくこととなります。

専門部会は、先ほど決定されました審議運営事項にございましたとおり、審議回数は2回を目安としておりますことから、十分に御審議いただいた上で、次回の第2回までに結論を出していただけたらと存じますが、第2回でも結審しない場合は、別途、日程調整させていただきます。

次に効力発生日について説明いたします。

資料No.6の下側 参考としてお付けしております第2回専門部会で結審答申した場合の最短効力発生日を御覧ください。

最低工賃は、答申、異議申出の公示、その後の事務手続きを経て官報公示から30日後に発効します。

今年度につきましては、次回2月10日答申となりますと、最短で4月18日の発効となります。

なお、異議申出があった場合は、3月17日に予定しております富山地方労働審議会において、その取扱いを審議いただきます。

以上です。

[大石部会長] 今ほどの審議日程案について、御意見や御質問はございませんでしょうか。

[各側委員] ありません。

[大石部会長] 御意見等がないようでしたら、審議日程を原案どおり決定し、これにより審議を進めることといたします。

続きまして、議事6の最低工賃改正決定に関する基礎資料についてですが、事務局から説明してください。

[成田賃金室長] それでは、資料No.7 令和7年度富山県電気機械器具製造業最低工賃改正決定に関する基礎資料を御覧ください。

ここからは、資料No.7-1から7-7までを用いて、最低工賃、家内労働の現状、全国の最低工賃決定状況などを説明させていただきます。

まず、資料No.7-1 富山県電気機械器具製造業最低工賃を御覧ください。

電気機械器具製造業最低工賃は、直近で令和5年4月28日に改正発効していますが、この時の改正では、表の上側、電子部品のリード線切断工程については金額改正を見送っていますので、平成13年度の改正額が据え置かれています。

また、当時設定されていたリモコンのはんだ付け工程を廃止し、新たに表の下側、コネクター差しの工程を設定いたしました。

それぞれの工程を簡単に説明します。電子部品のリード線切断は、資料中央の固定抵抗器等の例としてイメージ写真をお付けしておりますが、これらの電気機器から出ている導線をニッパーなどの手工具で決められた長さに切断する作業を指します。

コネクター差しは、資料下にコネクターの例として写真・イメージ図をお付けしています。コネクター差しは、このコネクターと呼ばれる電子回路を形成する部品に、導線の先に取り付けられた端子を差し込む作業を指します。

コネクターの差し込み穴は技術の進歩とともに小さくなっています、1ミリ以下のものも存在しております。

なお、コネクターはカプラーとも呼ばれ、また、定義は少し異なりますがハウジングと呼ばれることもあります。

次に、資料No.7－2 委託者・家内労働者の推移についてですが、資料上側には、家内労働法に基づき委託者から届け出られる委託状況届に、家内労働実態調査の結果からの補正を加えた委託者数及び家内労働者数をお示ししております。

資料真ん中の折れ線グラフのとおり、青色でお示しした委託者数は横ばい、オレンジ色でお示しした家内労働者数は全業種で見ると緩やかな減少傾向ですが、電気機械器具製造業に属する家内労働者は昨年度から100人減少と大きく落ち込みました。

資料の一番下には、最低工賃を設定している品目の委託者数と家内労働者数の推移をお示しています。こちらは、隔年で実施する家内労働実態調査に回答があった事業所で、かつ、調査を実施した年度の4月から9月の間に委託があった委託者数・家内労働者数の集計ですので、一定の誤差が生じることを御承知置きください。

電子部品のリード線の切断工程は、委託者が1者、家内労働者は2人となっています。コネクター差し工程は、委託者が3者、家内労働者は28人となっています。

続きまして、資料No.7－3 令和7年度富山県電気機械器具製造業における家内労働実態調査結果でございます。

家内労働実態調査は、昨年10月から11月にかけて富山労働局において通信調査の方法で実施し、電気機械器具製造業に属する委託者22者のうち、委託の廃止などを除いた有効回答15者・68%、また、無作為抽出した家内労働者65人のうち、36人・55%から回答がありました。

1項目めは、委託者からの回答をまとめたものです。

①家内労働者の分布ですが、1事業所あたり5人以下が73%を占めています。

②委託理由は、仕事量の変動、手作業であることのほか、機械化することに比べコストが抑えられる点が大きなウエイトを占めています。

③及び④の委託量の変動について、減少傾向が続くという見通しが半数を超えていました。

⑤委託する工賃の決定に当たっては、自社労働者の賃金、世間相場や利益計算がウエイトを占めますが、回答のあった4分の1の事業所では最低工賃・最低賃金も参考にされています。

⑥前回実態調査を行った令和4年度以降の工賃改定状況ですが、40%の事業所で工賃が引き上げられている一方で、60%の事業所では据え置きとなっています。

次に、2項目めを御覧ください。こちらは家内労働者からの回答をまとめたものです。

①家内労働者の年齢層ですが、60歳以上が67%を占めています。

②経験年数は、御覧のとおりです。

③1か月の就業日数は、月16から20日、週に直すと週4から5日程度が14人・38.9%、月6から10日、週2から3日程度が10人・27.8%を占めており、④1日当たりの就業時間は6時間未満で72.3%を占めています。

これは、資料には記載しておりませんが、家内労働者の就労形態のうち家計の補助などのために家事の合間に行う内職的家内労働という就労形態が80.7%を占める結果が反映されたものと考えられます。

⑤の月収額は、御覧のとおりで、今ほどの就労日数・時間から算出した時間換算額は、⑥のとおり620円となっています。前回、令和4年度の調査では、時間換算額507円でしたので、22.3%の上昇となっています。

以下、⑦⑧の説明は省略いたします。

続いて、資料No.7-4 富山県地域別・産業別最低賃金の推移を御覧ください。家内労働法では最低工賃は最低賃金との均衡を考慮して定められなければならないとされているため、こちらの資料にて御確認いただければと存じます。

資料の上側には、最低賃金額の推移をお示ししています。前回、電気機械器具製造業最低工賃が改正発効した際に有効であった令和4年度の地域別最低賃金は時間額908円で、現在は1,062円です。令和4年度を100とした指数では、現在117となっています。

また、電気機械器具製造業に適用される特定最低賃金を見ると令和4年度は時間額910円で、今年度は据え置きとなったため、現在、地域別最低賃金の1,062円が適用されています。令和4年度を100とした指数では、現在116.7となっています。

資料の真ん中より下には参考1として最低賃金基礎調査による特性値の推移をお示ししています。

この調査は、富山労働局において県内の製造業及び情報通信業で規模100人未満、その他の業種で規模30人未満の事業所を対象に、昨年6月の賃金額を調査し、時間額に換算した上で集計したものです。

上側の表が全産業の集計、下側の表が電気機械器具製造業の集計です。

第1・20分位、第1・10分位などとありますが、第1・20分位数とはデータを低い方から順に並べ20等分した際の最初の境界にある値、同様に第1・10分位数は10等分した際の最初の境界にある値となります。また、中位数はデータ全体のちょうど真ん中の位置にある値となります。

いずれも、令和4年度を100とした指数もお付けしておりますので併せて参考としてください。

参考2として、最低工賃を各指数の上昇率に当てはめた額をお付けしております。

1項目めについて、現行の最低工賃が改正発効した際に有効であった令和4年度最低賃金と令和7年度最低賃金を比較した引上げ率を当てはめたところ、電子部品のリード線切断工程は41銭4厘、コネクター差し工程は35銭となります。

また、2項目めについて、現行の最低工賃が改正発効した令和5年の富山市消費者物価指数と令和7年の消費者物価指数を比較した上昇率を当てはめたところ、電子部品のリード線切断工程は37銭9厘、コネクター差し工程は32銭1厘となります。

続きまして、資料No.7-5を御覧ください。こちらには、昭和49年度以降の電気機械器

具製造業最低工賃の推移をお示しております。御覧のように、電気機械器具製造業では、日進月歩で製造工程が変化しており、多品種で自動化に対応できないものを委託するため、最低工賃を適用させる品目・工程が比較的頻繁に改正されています。

一点、補足ですが、資料1枚目一番左の品目を見て頂くと中ほどにコネクターとあり、また、昭和49年度には最低工賃が設定されています。当時の工程は、コンタクトと呼ばれるピンをコネクターに仮挿入し、ハンドプレスで本圧入する作業であり、現在のコネクター差しとは異なる作業ですので申し添えます。

次に、資料No.7-6 電気機械器具製造業最低工賃決定状況（全国）を御覧ください。こちらには、全国の電気機械器具製造業最低工賃のうち、富山で設定している2つの品目・工程と同じ又は類似する工程の最低工賃をまとめております。

1枚目について、電子部品のリード線切断工程は3県で設定されていますが、島根県は発効日が平成15年と20年以上前ですので御留意ください。

2枚目、3枚目には、コネクター差し工程の工賃をまとめております。全国23の都県で設定されていますが、業種や用途など適用が限定されている例もありますので御留意ください。

次ページを御覧ください。こちらではコネクター差しや、それに類似する最低工賃の分布をグラフにしております。1端子あたり50銭から59銭で設定している県が9県と4割を占めています。一方、富山の30銭の位置を見ますと赤色のグラフで示しているとおり低い方から3番目となっております。

最後に、資料No.7-7 富山県電気機械器具製造業の現状でございます。

こちらには、経済センサスなど公表されている資料から電気機械器具製造業を取り巻く環境をごく簡単にまとめております。

まず、1項目めでは、富山県内の製造業に属する事業所数、労働者数、製品出荷額の推移と、全国の製造業に占める割合をお示ししています。

事業所数、労働者数は減少傾向にあるものの、製品出荷額は増加も見られます。

次の2項目めでは、富山県内の電気機械器具製造業の状況をお示ししています。

事業所数、労働者数、製品出荷額それぞれの推移をグラフにしております。いずれも減少傾向にありますが、県内製造業に従事する労働者、また、製品出荷額の1割を占める主要産業であることに変わりはございません。

最後に3項目めについて、富山県の鉱工業生産指数ですが、先ほどの製品出荷額と同様に、鉱工業全体と比べ電気機械器具製造業の生産量の減少幅が大きくなっています。

基礎資料に関する説明は、以上です。

[大石部会長] 今ほどの説明について、御意見や御質問はございませんでしょうか。

[各側委員] ありません。

[大石部会長] ないようですので議事7の品目・工程等の改正について事務局から説明してください。

〔成田賃金室長〕 最低工賃改正決定の審議には、金額改正のほか、電気機械器具製造業に属する業務であれば最低工賃に新規業務を追加すること、また最低工賃の一部の業務を廃止することも改正と位置付けられております。

先ほど資料No.7－5を御覧いただきましたが、昭和49年度以降、電気機械器具製造業では、最低工賃を適用させる品目・工程が比較的頻繁に追加・廃止されてきたことがお分かりいただけたかと思います。そこで、現在、設定されている品目・工程が業務実態と乖離している場合は、この議事7の品目・工程等の改正についての下で、追加・廃止も検討いただくことも可能でございます。以上です。

〔大石部会長〕 それでは、現在、最低工賃が設定されている電子部品のリード線の切断、コネクター差しの工程について、追加・廃止の御意見があればお伺いします。

家内労働者側、いかがでしょうか。

〔石田委員〕 今回においては現在設定されているもの以外については、特に意見・要望などありません。

〔大石部会長〕 委託者側、いかがでしょうか。

〔寺山委員〕 特にありません。

〔大石部会長〕 特に御意見などないようですので、議事8の金額改正に当たっての基本的主張に入ります。

今回の改正に当たっての家内労働者側及び委託者側の基本的な考え方をお伺いしたいと思います。それでは、家内労働者代表委員からお願ひいたします。

〔石田委員〕 今回の最低工賃の改正審議に当たり、家内労働者側として、以下の視点から御意見を申し上げます。

まず、最低工賃については、一定の地域で一定の業務に従事する、工賃が低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るために決定されるものと考えます。

特に、今回の審議では、前回の改正から約3年が経過し、物価上昇が続く中、この間の富山県の地域別最低賃金及び特定最低賃金の引上げ状況を考慮し、これを最低工賃に反映することが必要不可欠と考えます。

また、賃金上昇に応じた引上げ幅に加え、最低工賃額の設定水準の底上げも行っていく必要があると考えます。

家内労働者の労働条件の向上を図る観点から、今後、各委員の皆様の御意見を聞きながら審議を進めていきたいと考えます。以上です。

〔大石部会長〕 ありがとうございました。続きまして、委託者代表委員からお願ひします。

〔寺山委員〕 私の方から富山県の景気動向全般について述べた後、中川委員から業界の第一線の視点からの補足をいたします。

最初に、公表値に基づき説明いたします。

昨年 12 月 15 日に公表された日銀金沢支店の景気判断によれば、富山県の景気動向全般については、一部に弱めの動きが見られるものの緩やかに回復しているとされています。

また、同じく日銀短観における富山県の業況判断によれば、昨年 9 月調査では全産業の D. I. がプラス 10 ポイントですが、12 月調査ではプラス 8 ポイントであり、2 ポイントの低下となっています。また、今年 3 月においては、12 月調査時点から 10 ポイント低下のマイナス 2 ポイントと悪化の見通しです。

このうち製造業における D. I. は、9 月調査時のプラス 2 ポイントから 12 月調査ではプラス 4 ポイントで、2 ポイント改善されていますが、今年 3 月はマイナス 6 ポイントと悪化の見通しです。

製造業の業況判断におけるプラス要因は、一時期の急激な原材料価格の高騰が落ち着きを見せ始め、また原材料費の製品価格への転嫁が進んだことによる利益率の改善及び DX 対応などの省力化投資の継続により関連需要が底堅く推移したこと、逆にマイナス要因は、人手不足がボトルネックとなっており、人手確保のための賃上げにより企業の収益が圧迫されたことによると考えます。

富山の景気動向全般に関する先行きの予測については、米国の通商政策、為替変動及び地政学的リスクなどへの警戒感から慎重な見方をする企業が増えており、更に中小企業庁が 12 月 12 日に公表した富山県の業況判断 D. I. においても、製造業はマイナス 20.2 ポイント、前期差プラス 5.1 ポイントと改善するものの、全産業ではマイナス 23.3 ポイント、前期との差がマイナス 3.8 ポイントと低下しており、日銀短観と同様の傾向を示しています。

以上、このような景気動向下において、今回の最低工賃に関しては、業種の実態、昨今の富山県の最低賃金、物価上昇などを踏まえて、家内労働者の生活向上に資することができるような慎重な審議が必要と考えます。私からは、以上です。

〔中川委員〕 富山県のハーネス産業に携わる業界を代表してお伝えします。ハーネス産業は、いまだ安定的な受注となっていないのが実情です。このことは、米国の通商政策の影響や銅の価格高騰により供給が安定しないことが原因と考えますが、結果として、産業機械に信号を送る基幹的な部品加工に携わる家内労働者の数が激減しています。これにより、当該部品加工について内製化を図る必要が大きくなっているものの、人手不足により思うように進まない状況にあります。このため、当該部品加工に協力する家内労働者の方には、できるだけ物価上昇分などを最低工賃に反映し、人材を確保する必要があると思います。しかし、安定的な受注が見込めないことから、最低工賃に係るコストアップが難しいと言うのが実情です。私からは、以上です。

〔大石部会長〕 ありがとうございました。双方の委員から御意見を伺いました。

まず、家内労働者側からは、前回の改正から 3 年が経過し、現在非常に物価が高騰していること、また最低賃金についても大幅に引上げがなされていることから今回の審議では

これに見合う大幅な引上げを求める意見が提示されました。

委託者側からは、現在の富山県の景気動向は、見通しがあまり良くないこと、アメリカの関税政策等によって不透明な状況が続いているため、受注があまり安定していないので、慎重な審議を求める意見をいただきました。

今ほどお伺いした主張、また、事務局説明等々を踏まえ双方お考えを整理いただき、次回、第2回専門部会において、具体的な金額審議に入りたいと思います。

次回審議では、全会一致で結論が得られますよう御協力を願いいたします。

その他、事務局から何か連絡事項がありますか。

[山田賃金室長補佐] 1点ございます。次回、第2回専門部会ですが、2月10日火曜日午後2時30分から、こちらの会場で開催いたしますので、御参集の程よろしくお願いいたします。

以上です。

[大石部会長] 以上で、本日予定していた議事はすべて終了しました。

最後に、本専門部会の議事録作成に当たって、あらかじめ議事録確認担当委員を決めておきたいと思います。

議事録確認担当委員は、正確性を確保するため私のほか、各側委員から1名ずつお願いしたいと思います。

また、議事全体の流れなど総合的に御確認いただく観点から、次回以降も含めまして、  
家内労働者代表委員から、石田委員  
委託者代表委員から、寺山委員  
にお願いしたいと思いますが、よろしいですか。

[各側委員] 異議なし。

[大石部会長] それでは、本日の審議はこれで終了します。お疲れ様でした。